

石川県再犯防止推進計画(案)

2020 年度～2024 年度計画

石川県

目次

第1 再犯防止推進計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象者	1
4 基本方針	1
5 計画期間	3
6 計画の推進について	3
第2 再犯防止をとりまく状況	4
第3 再犯の防止等に関する施策の目標	11
第4 今後取り組んでいく施策	
1 就労・住居の確保等のための取組	
（1）就労の確保	13
（2）住居の確保	14
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
（1）高齢者または障害のある者等への支援	15
（2）薬物等の依存を有する者への支援	17
3 非行の防止・学校等と連携した修学支援のための取組	18
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	19
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	
（1）民間協力者の活動の促進	20
（2）広報・啓発活動の推進	21
6 国・市町・民間団体等との連携強化等のための取組	21
【参考資料】	
更生保護関係団体の取り組み	23
用語集	26

第1 再犯防止推進計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成28年12月に国において、国との適切な役割分担を踏まえて地域の事情に応じた再犯防止に関する施策を策定・実施する地方公共団体の責務を規定するとともに、地方公共団体に対して、国の計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定する努力義務を課した再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が制定されました。そして、国は、この法律に基づき平成29年12月15日に国の再犯防止推進計画を閣議決定しました。

このような状況を踏まえ、本県においても、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施し、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、「石川県再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画を勘案し定める計画です。

3 計画の対象者

計画の対象者は、石川県に居住する又は居住する見込みのある者等で、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

4 基本方針

国の再犯防止推進計画で示されている5つの基本方針、7つの重点課題を踏まえて、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組みます。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 国・市町・民間団体等との連携強化等

<参考>

国の再犯防止推進計画に提示されている5つの基本方針と7つの重点課題

[5つの基本方針]

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

[7つの重点課題]

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

5 計画期間

この計画の期間は、令和2年（2020年）度から令和6年（2024年）度までの5年間とします。

6 計画の推進について

計画の推進にあたっては、国の機関、市町、民間団体等と連携・協力しながら再犯の防止の施策を推進します。また、国の関係機関、市町、民間団体等とも随時検証を行いながら取り組みを進めてまいります。

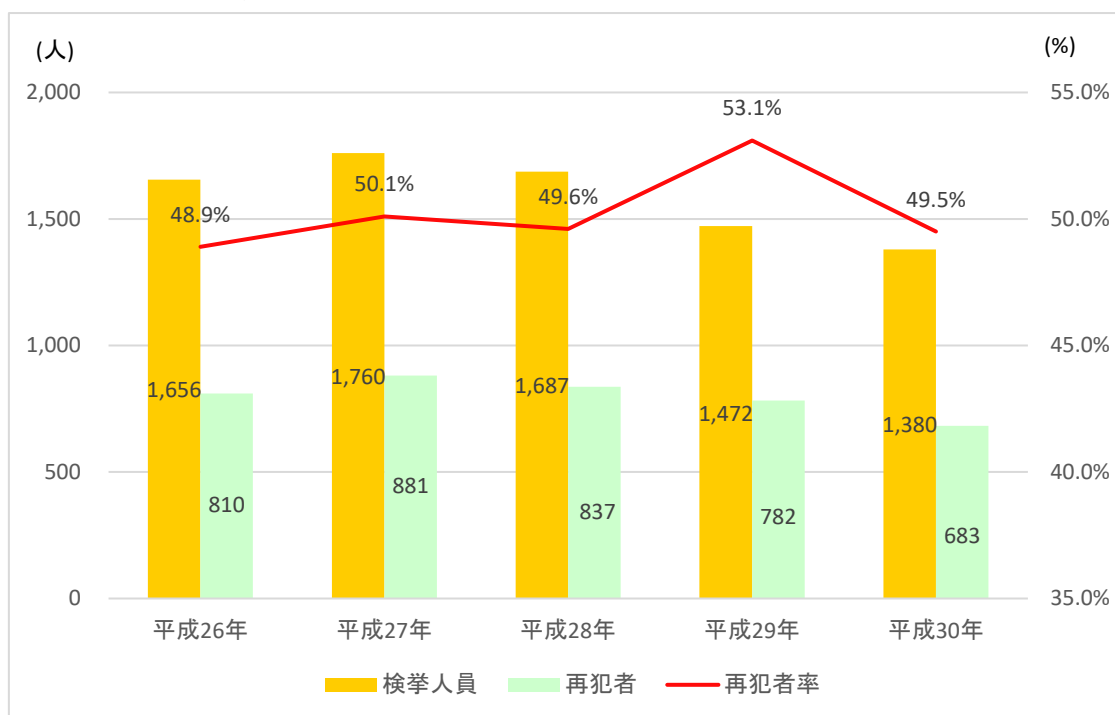
第2 再犯防止をとりまく状況

(1) 再犯者率・再入者率の状況

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに減少している一方、刑法犯の検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)は、上昇傾向にあります。本県では、平成30年の刑法犯検挙者1,380人のうち、再犯者は683人で、再犯者率は49.5%となっており、4年前の平成26年と比べて0.6ポイント上昇しているものの、平成29年比べて3.6ポイント下降しています。

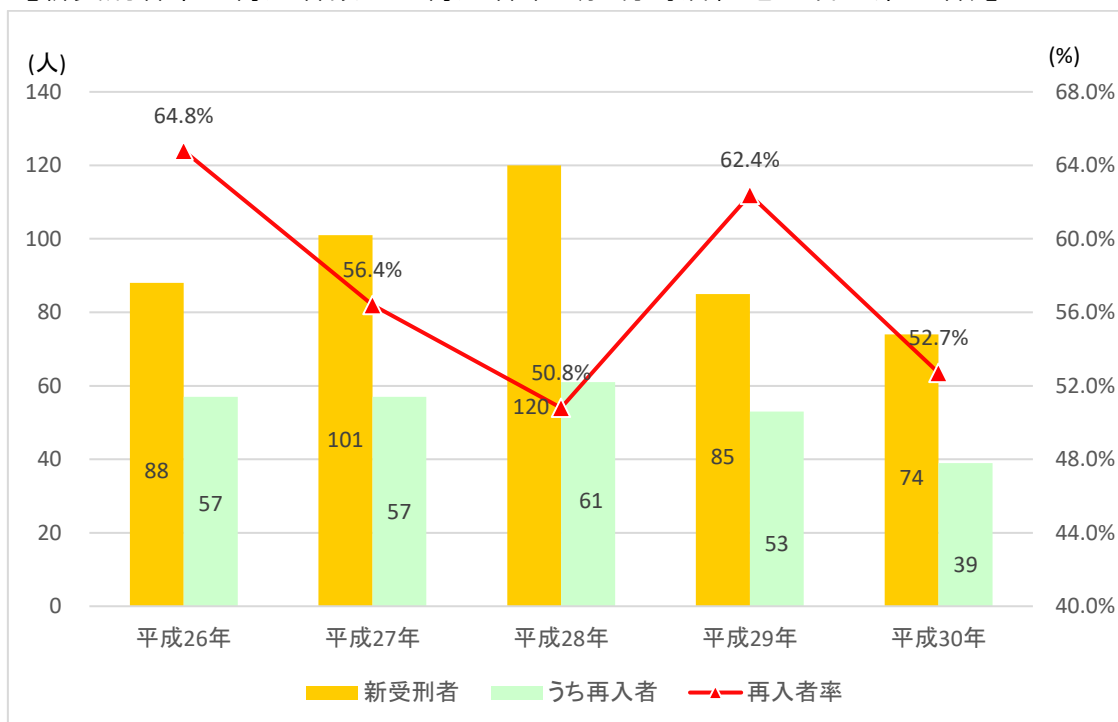
また、平成30年に刑務所、少年刑務所及び拘置所(以下「刑事施設」という。)に入所した受刑者のうち、犯行時に居住地が石川県であった者は74人でしたが、このうち、刑事施設への入所度数が2度以上の再入者は39人となっており、新受刑者に占める再入者の割合(再入者率)は52.7%となっております。

【本県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率】



出典：法務省提供資料

【新受刑者中の再入者数及び再入者率（犯行時居住地が石川県の者）】



出典：法務省提供資料

(2) 再入者の状況

平成29年における出所後2年以内に刑事施設に再度入所した者（犯行時に居住地が石川県であった者）17人のうち、主な罪名別、特性別の再入者数については、次のとおりです。

【出所受刑者の2年以内再入者数（犯行時に居住地が石川県であった者）＜罪名・特性別＞】

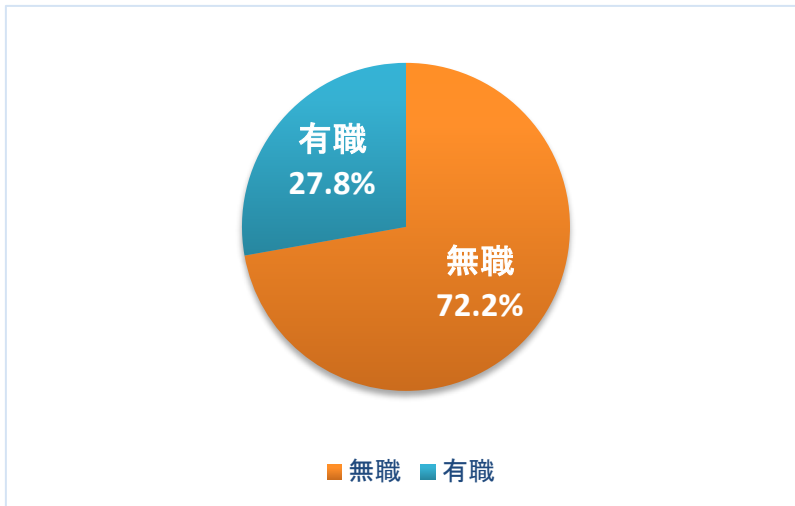
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
2年以内再入者数		18	13	24	15	17
罪名別	うち覚せい剤取締法違反	5	2	4	4	4
	うち性犯罪	1	1	1	1	1
	うち傷害・暴行	1	0	1	0	0
	うち窃盗	9	9	14	7	6
特性別	うち高齢（65歳以上）	2	2	5	2	1
	うち女性	6	0	4	1	2
	うち少年	0	0	0	1	2

出典：法務省提供資料

(3) 犯罪をした者等の就労に関する状況

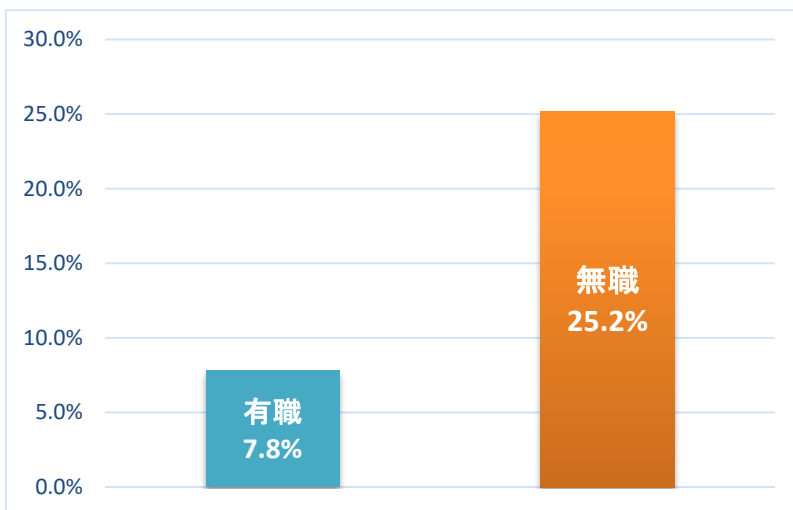
過去に刑事施設を出所し、再び犯罪をして刑事施設に入所した者のうち、再犯時に仕事に就いていなかった者は全国で約7割となっています。また、保護観察終了時に、仕事に就いていた者の再犯率と比べて、仕事に就いていなかった者の再犯率は約3倍高くなっています。

【全国の刑務所再入所者に占める無職者の割合】



出典：平成30年度版 再犯防止推進白書

【全国の有職者と無職者の再犯率】



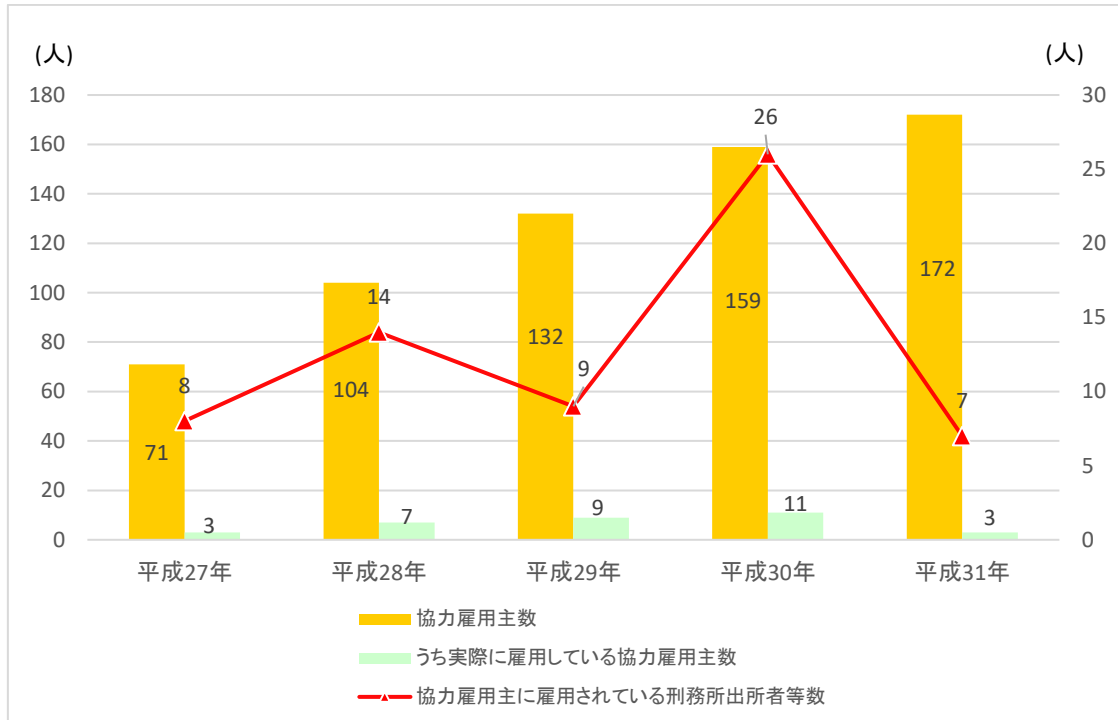
出典：平成30年度版 再犯防止推進白書

(4) 協力雇用主に関する状況

県内の平成31年における協力雇用主数は172であり、そのうち実際に雇用している協力雇用主数は3、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数は7人となっております。

平成27年以降の5年間で、県内の協力雇用主数は増加傾向にあります。

【県内の協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数（各年4月1日現在）】

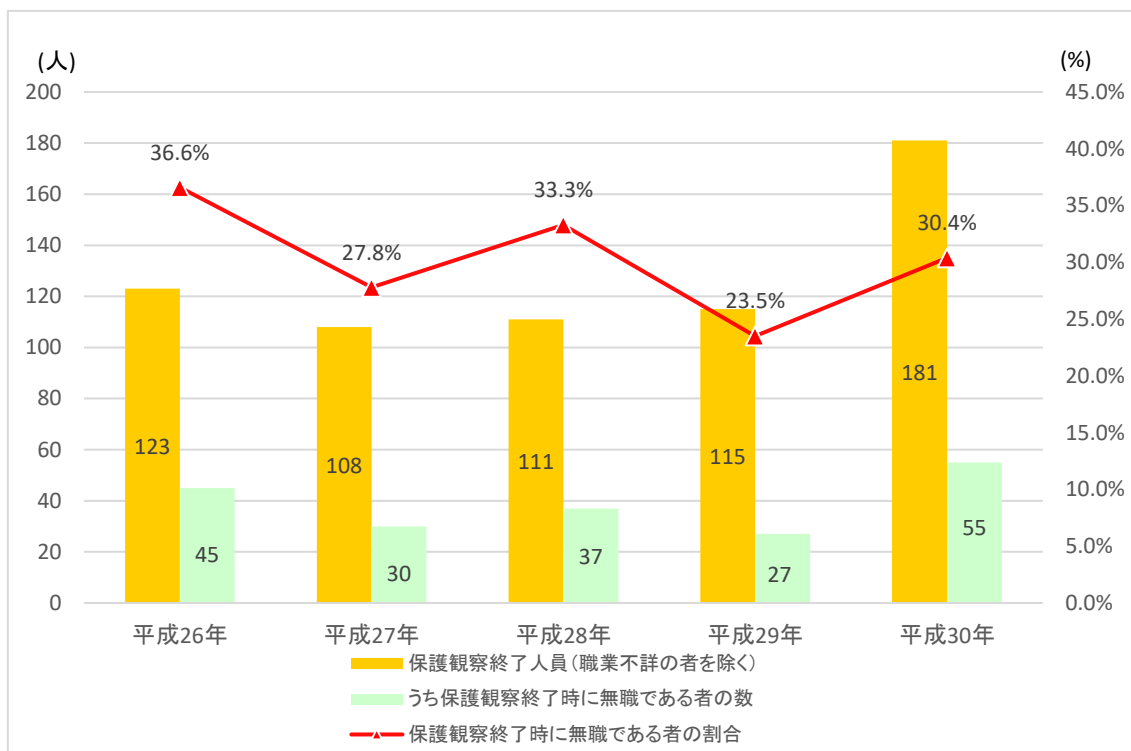


出典：法務省提供資料

(5) 保護観察終了時に無職である者の状況

県内の平成30年における保護観察終了人員181人のうち、無職である者の数は55人となっており、保護観察終了時に無職である者の割合は30.4%となっています。

【県内で保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）】

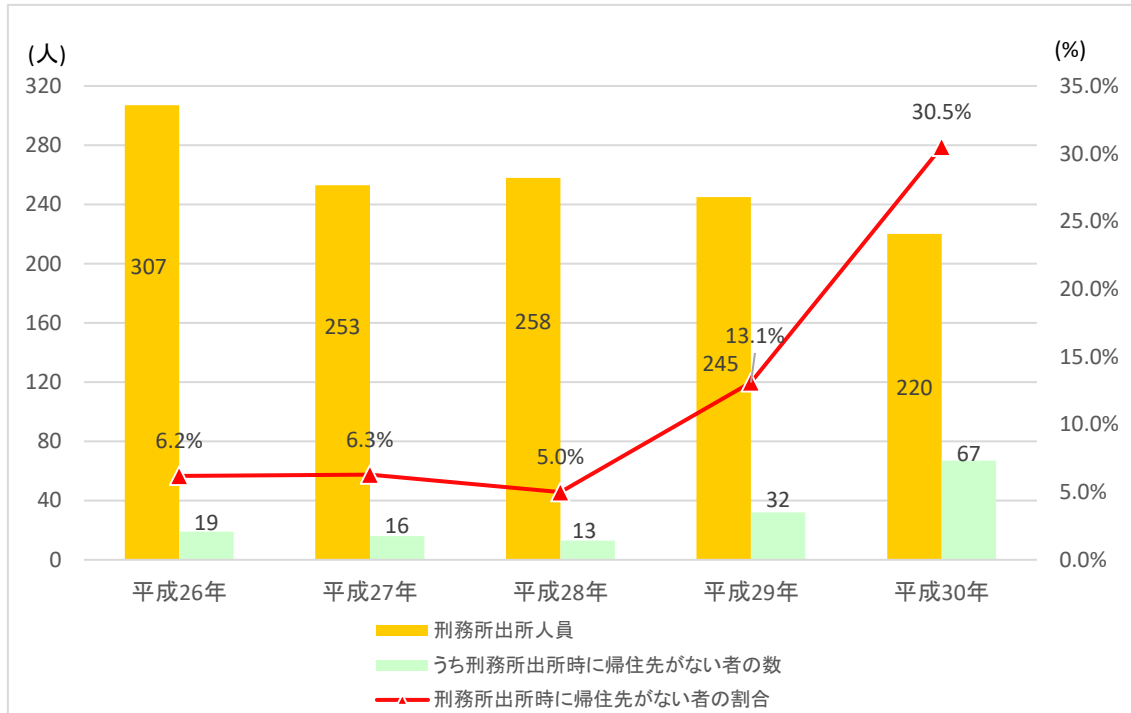


出典：法務省提供資料

(6) 刑務所出所時に帰住先がない者の状況

平成30年における金沢刑務所出所者人員220人のうち、帰住先がない者の数は67人となっており、刑務所出所時に帰住先がない者の割合は30.5%となっています。

【金沢刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合】

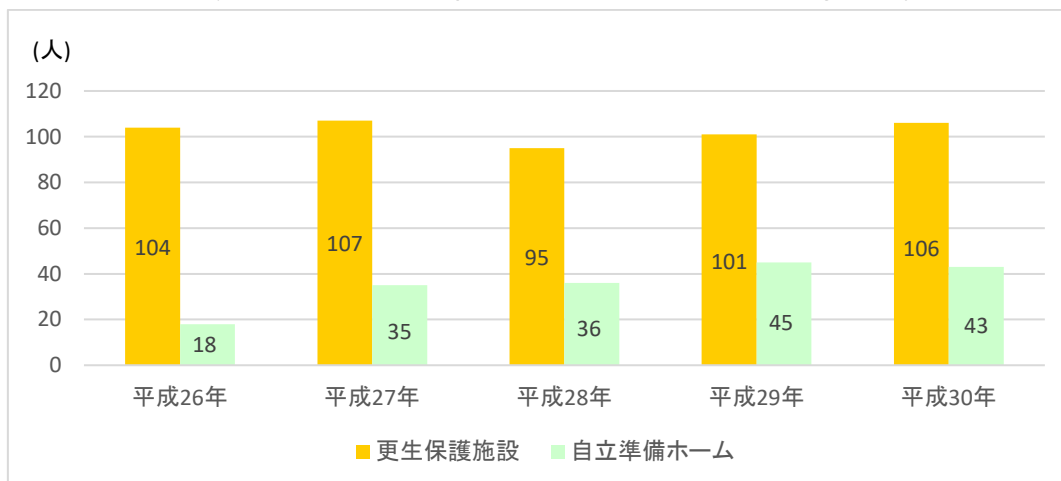


出典：法務省提供資料

(7) 更生保護施設及び自立準備ホームの状況

県内で平成30年における更生保護施設において一時的に居場所を確保した者の数は106人、自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は43人となっています。

【県内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数】

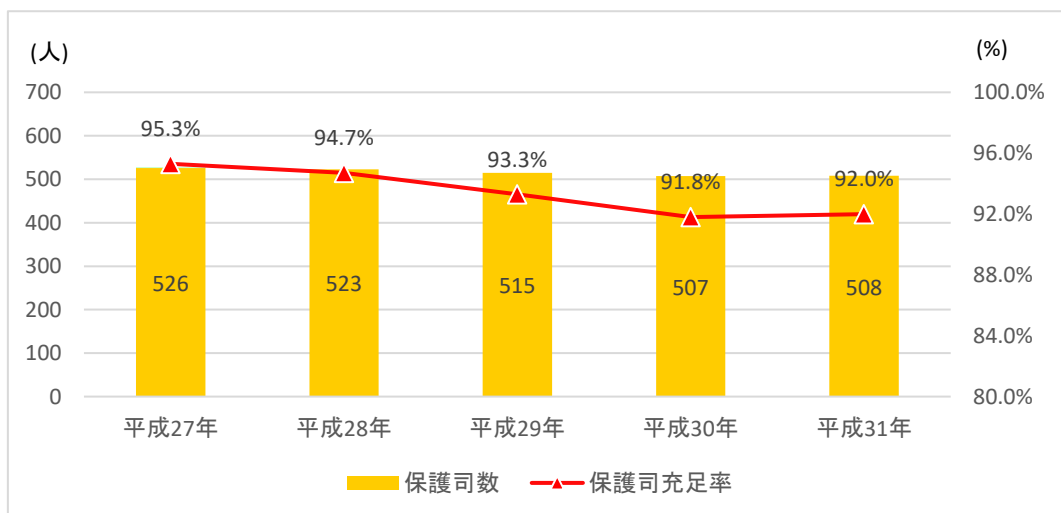


出典：法務省提供資料

(8) 保護司の状況

県内の平成31年における保護司数は508人となっており、保護司定数に占める保護司数である保護司充足率は92.0%となっています。

【県内の保護司数及び保護司充足率（各年1月1日現在）】 保護司定数：552人



出典：法務省提供資料

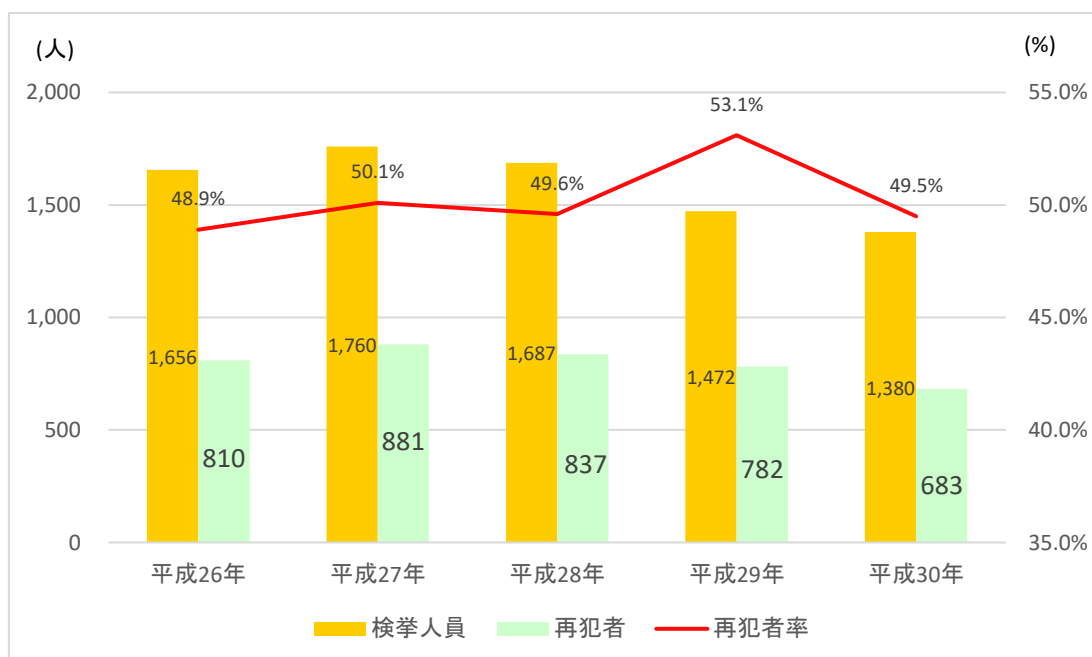
第3 再犯の防止等に関する施策の目標

本計画を進める上で、本県の再犯者数683人（平成30年）について、計画終了年度までに20%以上の減少を目指します。

政府目標（平成24年7月「再犯防止に向けた総合対策」より）
2年以内再入率の基準値から、平成33年までに20%以上減少させる。

本県の目標
再犯者数：683人（2018年（平成30年））⇒540人以下（2024年）

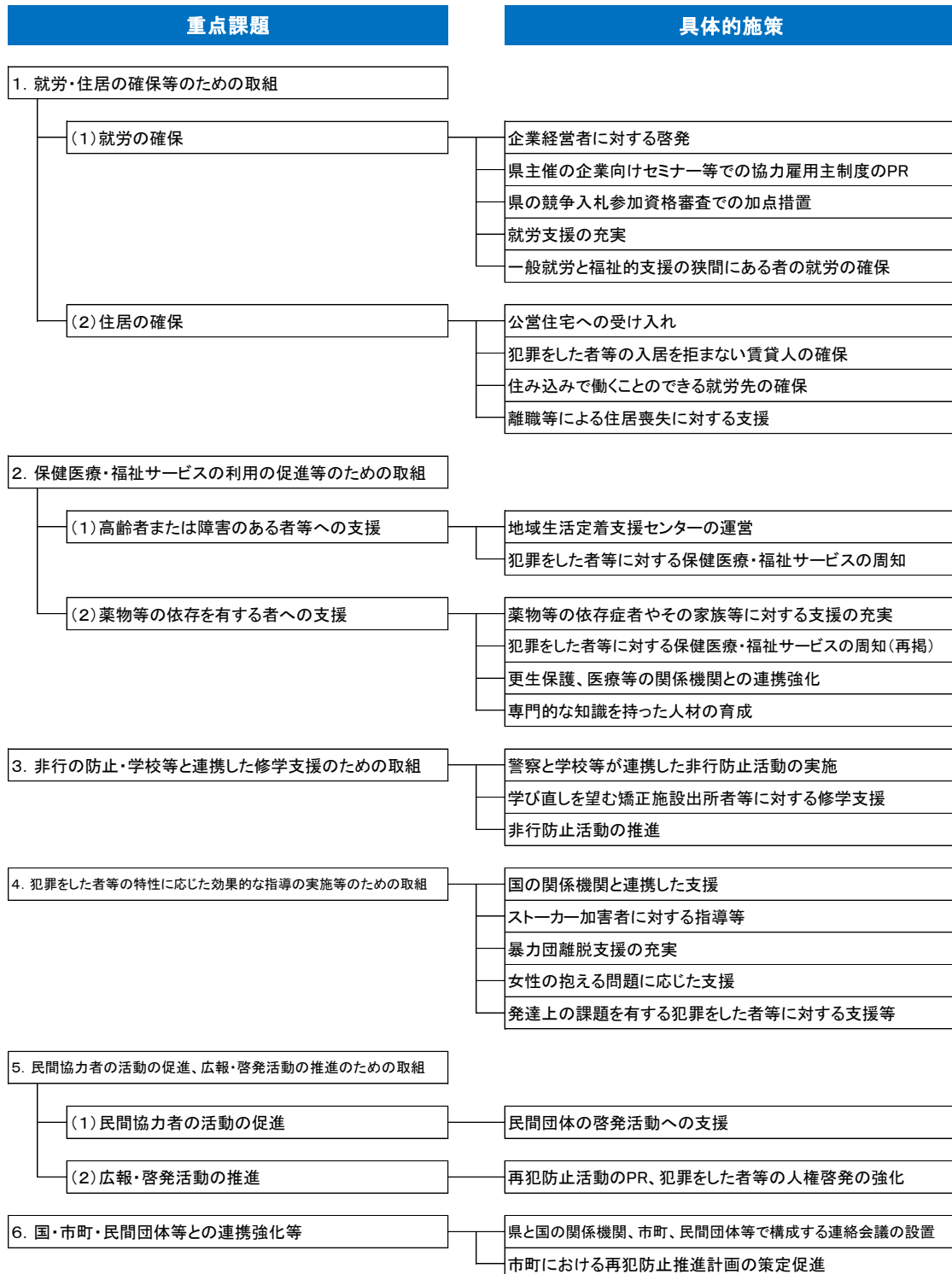
【本県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（再掲）】



出典：法務省提供資料

第4 今後取り組んでいく施策

< 施策体系 >



1 就労・住居の確保等のための取組

(1) 就労の確保

① 現状と課題

○ 犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも大きく影響するなど重要な要素ですが、一般に刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、一旦就職しても、基本的なマナーや対人関係能力の不足により早期に離職するなど職場定着に困難を伴う場合が多くあります。

○ 全国では刑務所への再入者は初入者に比べて無職であった者の占める割合が高く、再入者の約7割が再犯時に無職の者となっています。また、保護観察終了時点の有職者と無職者について、保護観察中に再犯し保護観察が終了した者の割合を比較すると、無職者は有職者の約3倍になっており、再犯の防止には就労の確保が極めて重要です。

金沢保護観察所において保護観察が終了した者のうち無職だった割合は、平成30年は約3割に及ぶなど、就労支援の取組の一層の充実が求められます。

○ 刑務所からの出所者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である「協力雇用主」への登録数は年々増加しており、県内の平成31年の登録企業数は172社となっています。しかし、実際に犯罪をした者等を雇用した企業は平成31年4月時点で3社であり、「協力雇用主」として登録しても、マッチングがうまくいかないことなどにより、雇用に結びついていない実態があります。

② 具体的施策

○ 企業経営者に対する啓発（厚生政策課）

石川県更生保護事業協会や石川県就労支援事業者機構などの民間関係団体の協力を得て、企業の経営者を対象に、「協力雇用主」の登録制度や矯正就労支援情報センター（コレワーク）の利用方法を周知し、登録および実際の雇用を促す啓発を実施します。

○ 県主催の企業向けのセミナー等での協力雇用主制度のPR（労働企画課）

県が主催する各種の企業向けセミナーにおいて国の機関と連携しながら協力雇用主制度のパンフレット等の配布など協力雇用主制度のPRに努めます。

○県の競争入札参加資格審査での加点措置（監理課）

県の建設工事に係る競争入札参加資格審査における主観的事項として、保護観察所の「協力雇用主」に登録している事業所への加点措置を実施しています。

○就労支援の充実（労働企画課）

ハローワーク、刑務所、保護観察所等の国の関係機関と連携しながら就労の支援を行います。また、刑務所出所者等就労支援事業協議会において、関係機関との情報の共有を図り、刑務所出所者等に対する就労支援の充実の検討に協力します。

○一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保（厚生政策課）

生活に困窮している刑務所出所者等に対し、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業などの実施を通じて生活の自立を支援します。

（２）住居の確保

① 現状と課題

○適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、再犯防止を図る上で大変重要です。国によると、刑事施設を満期で出所した者のうち約４割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。

○平成３０年の金沢刑務所出所者２２０人のうち、県内の更生保護施設や自立準備ホームへ入所する者は１４９人、帰住先がない者は６７人（３０．５％）となっており、安定した住居を確保できない者が少なからずいる実態があります。

○更生保護施設等はいくまでも一時的な居場所であり、退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要ですが、身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難な場合があるなどの課題があります。

② 具体的施策

○公営住宅への受け入れ（建築住宅課）

矯正施設等に対し、県内市町の公営住宅についての情報提供を行うとともに、保護観察対象者等の公営住宅の入居における配慮の必要性の検討を行います。

○犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の確保（建築住宅課）

不動産団体等と連携して、保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに、登録制度の普及啓発に努めます。

○住み込みで働くことのできる就労先の確保（厚生政策課）

住み込みで働くことのできる就労先の確保に向けて、業界団体等へ働きかけを行います。

○離職等による住居喪失に対する支援（厚生政策課）

犯罪をした者等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は、住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金を支給します。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

（1）高齢者または障害のある者等への支援

① 現状と課題

○ 全国では刑法犯の検挙人員総数が減少するなか、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢層別で見ると、近年最も多くなっています。また、刑務所等から出所した者が出所後2年以内に再入所する割合についても、高齢者の割合が高く、その中には極めて短期間で再入所も多くなっています。

○ 矯正施設に収容されている者のうち、帰るべき適当な住居がなく、また出所後直ちに福祉サービスにつなげる必要がある者については、地域生活定着促進事業による特別調整が実施され、相応の実績をあげていますが、他方で支援を希望しない者など、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する者もいます。

- 犯罪をした高齢者又は障害のある者等の再犯防止のためには、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなど（入口支援）が、犯罪等の常習化を防ぐために重要です。

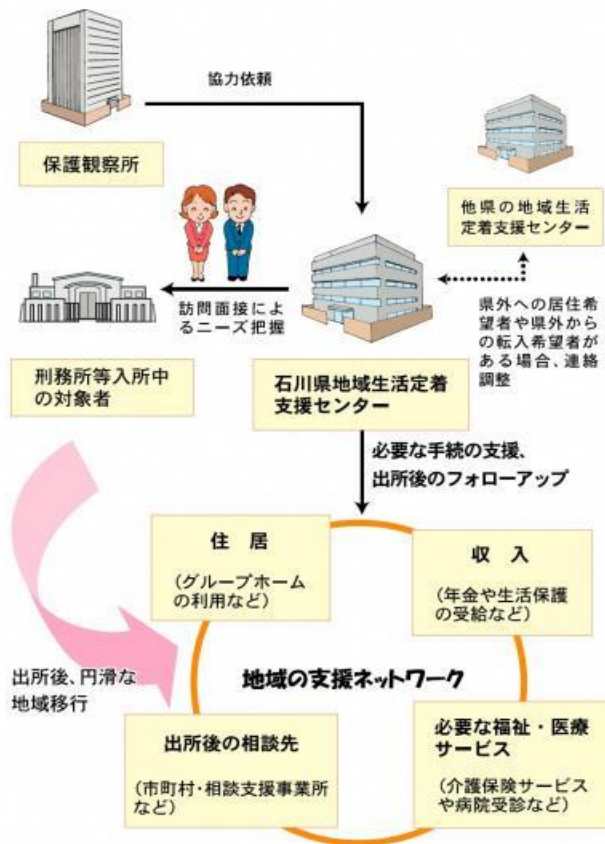
② 具体的施策

○地域生活定着支援センターの運営（障害保健福祉課）

矯正施設出所後に、頼れる身寄りもなく、住居が確保できないなどの事情により、社会復帰が困難な高齢者及び障害者の社会復帰を支援するため、県では、地域生活定着支援センターを運営しています。

センターでは、保護観察所、矯正施設、市町、地域包括支援センター、相談支援事業所、福祉施設等と連携し、矯正施設入所中から、出所後ただちに福祉サービスなどを利用できるよう、受入れ先施設等の調整や福祉サービス利用等に必要の手続きのコーディネート業務、出所後のフォローアップ業務、相談支援等を行っています。

[地域生活定着支援センターについて]



○犯罪をした者等に対する保健医療・福祉サービスの周知（長寿社会課、障害保健福祉課、こころの健康センター）

保健医療・福祉サービスの紹介チラシ等を刑務所や保護観察所、検察庁等を通じ、刑務所出所者や起訴猶予者等に配布し、スムーズに保健医療・福祉サービスが受けられるよう支援します。特に、依存症者に対しては、医療機関や民間の立ち直り施設などを紹介したチラシ等を配布し、適切な支援につなげます。

（２）薬物等の依存を有する者への支援

① 現状と課題

- 全国での覚せい剤取締法違反による検挙人員は約１万人となっています。また、近年、同一罪名の再犯者率は上昇傾向にあり、平成３０年は６６．６％となっています。
- 薬物事犯者や窃盗事犯者等の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物等の依存症者である場合もあり、薬物等の依存症からの回復には継続的な治療・支援を受けることが重要となります。
- 薬物等の依存からの回復には長い期間を要することから、薬物等の依存を抱える者に対して、更生保護関係機関のほかに医療機関など、より多くの機関と連携した支援が必要です。

② 具体的施策

- 薬物等の依存症者やその家族等に対する支援の充実（こころの健康センター）
薬物等をやめたい人を対象に回復プログラムに基づく学びの場等を提供するほか、その家族へのコミュニケーション改善などのための家族教室を行います。専門家による依存症研修会を引き続き実施し、依存症の病理や現状を正しく理解するとともに適切な予防や対策ができるような内容の充実に努めます。

○犯罪をした者等に対する保健医療・福祉サービスの周知（再掲）（障害保健福祉課）

薬物等の依存症者に治療可能な医療機関や民間の立ち直り施設などを紹介するチラシを作成し、金沢保護観察所等の更生保護関係機関や民間団体が直接本人に配布するなど、薬物等の依存症者が適切な支援を受けられるよう努めます。また、薬物等の依存症者を受け入れる医療機関の開拓、周知に努めます。

○更生保護、医療等の関係機関との連携強化（厚生政策課、障害保健福祉課、こころの健康センター）

金沢保護観察所の主催する石川県薬物依存対象者地域支援連絡協議会に引き続き参画するなど、関係機関との連携強化を図ります。

○専門的な知識を持った人材の育成（高松病院、こころの健康センター）

薬物等の依存症者に対して、高松病院やこころの健康センター等の関係団体が連携したサポートしていくためにも、専門的な知識を持った人材（精神保健福祉士や公認心理師等）の育成に努めます。

3 非行の防止・学校等と連携した修学支援のための取組

① 現状と課題

○人口減少に伴う少子化を反映して、検挙人数に対する14歳以上20歳未満の少年の割合は減少傾向にあり、非行少年数も年々減少を続けています。

また、高校進学率が全国で98%、石川県で99%を超える中、刑務所の受刑者の学歴は中学校卒業までの者が多くなっています。

○学び直しを望む矯正施設出所者等に対する適切な支援が必要であるとともに、これまで実施してきた関係機関が連携した非行防止活動や啓発活動に引き続き取り組む必要があります。

② 具体的施策

○警察と学校等が連携した非行防止活動の実施（少子化対策監室、学校指導課、保健体育課、警察本部）

非行防止・薬物乱用防止教室、立ち直り支援活動等、警察と学校等が連携した活動を実施します。また、金沢少年鑑別所の地域援助機能（県民や関係機関等からの依頼に応じて、非行相談や法教育授業等を行うこと）も活用し、活動を充実していくほか、BBS会が行う地域の非行防止活動等を支援します。

○学び直しを望む矯正施設出所者等に対する修学支援（総務課、庶務課、学校指導課、生涯学習課）

学び直しを望む矯正施設出所者等は、定時制・通信制高校や放送大学等で学ぶことができます。希望があれば、個別の入学相談等に応じます。また、高等学校等で学び直す場合には、卒業までの間（最長2年間）、授業料に相当する

額の学び直し支援金を支給します。

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

① 現状と課題

- 再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、犯罪や非行の内容はもとより、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、対象者それぞれの特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていくことが重要です。
- しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、指導・支援の効果の検証を推進していくことが重要であると考えられます。

② 具体的施策

- 国の関係機関と連携した支援（厚生政策課）

矯正施設や保護観察所において実施される処遇会議等に協力し、矯正施設や保護観察所の指導や支援がより効果的なものとなるよう協力します。また、再犯防止に関する地域の実態を把握するとともに、刑事司法関係機関が行う調査や研究に協力します。
- ストーカー加害者に対する指導等（警察本部）

ストーカー加害者の保護観察実施上の遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触防止のための指導を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施します。
- 暴力団離脱支援の充実（警察本部）

石川県暴力追放運動推進センター、矯正施設、保護観察所等との連携を強化するなど、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働きかけの充実に図ります。
- 女性の抱える問題に応じた支援（男女共同参画課）

石川県女性相談支援センターでは面談相談や電話相談により、女性からの様々な相談に女性相談員が応じ、悩みや問題の解決に向けた支援を行います。

○発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等（高松病院、発達障害支援センター）

犯罪や非行をした者等の中には、その犯罪や非行の背景として、学習障害（LD）や注意欠如・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム症（ASD）などの発達上の課題がある場合があり、また、そうした課題を抱えながらこれまでの生育歴において適切な支援につながっていなかったり、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくないことから、地域の関係機関等と連携して、発達上の課題を踏まえた支援について検討を行います。

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

（1）民間協力者の活動の促進

① 現状と課題

- 本県における再犯の防止等に関する施策の実施は、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の立ち直り支援に協力する少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

- また、県内の様々な民間団体等では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もあり、地域における「息の長い」支援を確保する上でも、そうした活動の更なる促進が望まれます。

- しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、活動を促進するに当たっての課題があります。

② 具体的施策

○民間団体の啓発活動への支援（総務課、厚生政策課）

石川県保護司会連合会、石川県更生保護女性連盟、石川県BBS連盟などの民間団体を実施する「社会を明るくする運動」等の活動を支援するとともに、県のイベント等で民間団体の活動のPRなどを行い、民間協力者の確保と活動の活性化を促進します。

(2) 広報・啓発活動の推進

① 現状と課題

- 犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、県民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

- しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、県民にとって必ずしも身近ではないため、県民の関心と理解を得にくく、「社会を明るくする運動」が十分に認知されていないなど、県民の関心と理解が十分に深まっているとはいえないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても県民に十分に認知されているとは言えないことなどの課題があります。

② 具体的施策

- 再犯防止活動のPR、犯罪をした者等の人権啓発の強化（総務課、厚生政策課）

「社会を明るくする運動」や人権啓発講座等を活用し、県民に対する啓発冊子の配布や更生保護活動の紹介を行うなど、啓発を強化します。さらに、再犯防止や更生保護に関する理解を促進する講座を法務省出先機関等と連携して実施するなど、「刑を終えて出所した人の人権」が尊重され、「犯罪をした人」の立ち直りが理解されるように努めていきます。

6 国・市町・民間団体等との連携強化等のための取組

① 現状と課題

- 犯罪をした者等の中には、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においても、その社会復帰を促進し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいることから、個別の必要性に応じ、各種住民サービスや民間団体による支援に円滑につなげ、フォローすることを可能とする連携の仕組みが必要です。

- 地方公共団体が再犯防止に取り組むに当たっては、犯罪をした者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報が十分でないことが課題の一つとなっています。

- 本県における再犯防止のための連携の仕組みを構築するに当たっては、県及び国の関係機関、市町、民間団体等が犯罪をした者等に関する情報を共有し、包括的に協議する場を継続的に設けることが必要です。
- 国や県の取組に併せて、市町における再犯防止に資する取組を促進し、その施策との連携・連動を図ることが必要です。

② 具体的施策

- 県と国の関係機関、市町、民間団体等で構成する連絡会議の設置（厚生政策課）

県と国の関係機関、市町、民間団体等で構成する連絡会議を開催し、必要な情報共有を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。

- 市町における再犯防止推進計画の策定促進（厚生政策課）

県内市町における再犯防止推進計画の策定や、再犯防止に資する取組を促進します。

参考資料

更生保護関係団体の取り組み

< 保護司会 >

保護司は、その地域性や民間性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、犯罪をした者や非行のある少年に対する指導や援助にあたりるとともに、一定の区域ごとに「保護司会」を組織し、更生保護や犯罪予防のための様々な地域活動に取り組んでいます。

○石川県保護司会連合会

県内の保護司会の連合組織であり、約500人の保護司が活動しています。保護司の職務に関する研修や保護司活動に関する広報、保護司の人材確保の促進に関する活動、保護司会相互の情報交換、全県的な犯罪予防活動等を行っています。毎年7月を強調月間として展開している「社会を明るくする運動」では、本県独自の取組として「有名作家チャリティ作品展」を開催しています。

○保護区保護司会

県内には、金沢（金沢市）、加賀（加賀市）、小松能美（小松市、能美市、川北町）、白山野々市（白山市、野々市市）、河北（かほく市、津幡町、内灘町）、羽咋（羽咋市、宝達志水町、志賀町）、七尾鹿島（七尾市、中能登町）、輪島鳳珠洲（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）の8つの保護区があり、それぞれに保護司会が組織され、各地域の特色を活かした犯罪予防活動を行っています。

< 更生保護女性会 >

更生保護女性会は、地域における更生保護や犯罪予防の諸活動に協力するほか、青少年の健全育成、子育て支援等の幅広い活動を展開する女性ボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。

○石川県更生保護女性連盟

県内の更生保護女性会の連合組織であり、約2,800人の会員が活動しています。具体的には、矯正施設等への「愛の図書」の贈呈、金沢矯正展への協

力、金沢刑務所の運動会への参加、湖南学院の3級生講話・意見発表会への出席、更生保護施設親和寮の毎週水曜日の夕食作り等の活動を行うほか、これらの活動のための資金造成として「愛のかきやま」販売を行っています。

○地区更生保護女性会

県内では、金沢東、金沢西、金沢南、金沢北、金沢金石、加賀、小松、能美、白山南、白山北・野々市、河北、羽咋、鹿島、七尾、穴水、輪島の16地区の更生保護女性会が組織されており、各地域の特色を活かした諸活動を行っています。

< B B S 会 (Big Brothers and Sisters Movement) >

「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動等への協力をしています。

○石川県 B B S 連盟

県内の B B S 会の連合組織であり、約 100 名の会員が活動しています。

○地区 B B S 会

県内には、金沢、小松能美、河北、七尾・中能登、珠洲、金城大学の6つの地区 B B S 会があり、子ども食堂への協力や児童福祉施設での支援活動など、各地域・学域の特色を活かした活動を行っています。

< 更生保護協会 >

更生保護協会は、法務大臣の認可を受けた更生保護法人です。一時保護事業として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者に対し、自立更生のための金品の給貸与を行っています。また、連絡助成事業として、保護司会や更生保護女性会、B B S 会、協力雇用主、更生保護施設などの更生保護ボランティアの活動の推進及び円滑化のための研修、資料作成、助成等を行うほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行っており、本県にも、石川県更生保護事業協会があります。

<更生保護施設>

更生保護施設は、継続保護事業として、犯罪をした人等のうち、頼るべき者や住居がない人を一時的に宿泊保護し、生活指導や就労支援、食事の提供などを通じて円滑な社会復帰を促す役割を担っています。

○更生保護施設親和寮

本県には、更生保護法人徳風苑が運営する更生保護施設親和寮が金沢市にあります。刑務所出所者等が入所しており、早期自立に向けた支援を行っています。施設職員による支援等のほか、外部講師による講話やレクリエーション行事、石川県更生保護女性連盟による夕食の提供なども行われています。

<自立準備ホーム>

自立準備ホームは、更生保護施設と同様に犯罪をした人等を一時的に受け入れている民間施設です。あらかじめ保護観察所に登録した法人が、それぞれの分野における強みや特長を活かして、自立に向けた生活や就労、福祉などに関する個別的支援を行っており、県内では、4法人による11施設等が自立準備ホームとして登録されています。

<就労支援事業者機構>

平成21年に全国規模の経済団体や大手企業などが中心となって、特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構が設立され、その後、同機構の働きかけ等によって都道府県単位の就労支援事業者機構が全国に設置されました。就労支援事業者機構は、刑務所出所者等の雇用に協力する事業者の増加を図ることや、実際に雇用に至った事業者への支援活動を行うことなどをその事業内容としています。

○特定非営利活動法人石川県就労支援事業者機構

金沢刑務所などと連携しながら、犯罪をした人等を雇用した会員事業者に対し、給与助成等の支援を行っています。

用語集

用語	意味
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。
矯正就労支援情報センター (コレワーク)	「矯正就労支援情報センター(コレワーク)」は、前科があるという理由などから、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置され、ハローワーク(公共職業安定所)に、受刑者等専用求人を出すに当たって必要となる、受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした採用手続きのための支援を行うことで、雇用のマッチングを進めている。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
更生保護	罪をつぐない、再出発しようとする人たちの立ち直りを助け、再び犯罪や非行を犯すことを防ごうとする活動。
社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
地域生活定着支援センター	矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等に対して、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう支援する機関。
特別調整	福祉サービス等を受ける必要があると認められる、その者が支援を希望しているなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、地域生活定着支援センターに依頼して、適当な帰宅先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うもの。
保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。